

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめ防止対策推進法（以下法）第2条で定義しているとおり、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの”をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題だけではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点をもって問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、小田原市では次の6項目を基本理念に掲げており、本校でもその理念に則っています。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。

- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組まなければなりません。いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切です。

(1) いじめの未然防止のための取組み

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
 - ・心の豊かさを高める指導をし、互いの違いを認め合うなど人格を尊重する態度を育成し、どのようなものがいじめに当たるか、また、その対処の仕方などを学習し、生徒がいじめをしない、させない力を身につけさせる。
 - ・生徒同士でいじめを防止する取組みをすることで、互いにいじめを防止する効果を期待する。具体的には、いじめ防止短編ビデオの上映、等。
- 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
 - ・なんでも言える、相談できる雰囲気や学級や学校が作り出すために、受容的な態度で生徒と接し、教育相談を積極的に行います。
- 生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考え議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- スクールボランティアの方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
 - ・教師自らいじめの要因を作っていないか、不用意な言葉遣いや態度を見直し、教師同士が声を掛け合える職場をつくる。また、事故防止チェックにより、自己反省の機会を持ちます。

○「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

○「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築に努めます。

○定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。

○生徒の小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。また、生徒の様子に対する高いアンテナと、一人ひとりにきめ細かな指導をするためにつぎのことに留意します。

- ・朝や休み時間の観察、共に活動する。
- ・生徒の人間関係の把握。
- ・遅刻、早退、欠席などの理由の把握。
- ・日記、作品などに変化がみられないか観察する。
- ・あだ名、いたずら、落書きなどはないか。

○アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

○教育相談等で得た生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

- ・小さなことでも家庭や地域からの情報を早期発見の機会として扱います。

(3) いじめに対する取組

○いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第22条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。

○いじめを受けた生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解消に向けた対応や心のケア等の支援を行います。

○教職員は、本校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。

○いじめを行った生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及び保護者、また、いじめを行った生徒及び保護者への継続的な指導・支援等を行います。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有して対応します。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組めます。

○インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。

○いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(4) 家庭との連携

○PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。

○学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

○子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(5) 関係機関との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。

○いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。

○「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

・警察や青少年補導員、市青少年相談センター、児童相談所、市教育委員会、保護司会などの関係機関との連携を大切にし、情報のやり取りを積極的に行います。

(6) 地域との連携

○青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。

・地区懇談会、青少年育成会などの様々な地域活動で、地域に学校からの情報を的確に提供する。

○地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。

・生徒が、地域のボランティア活動や行事に積極的に参加して、福祉の心を育む。また、地域の方々と直接触れ合うことで、中学生の実態を知ってもらう。

・長期休業中には回覧板等を通して、地域の目で子どもたちを見守ってもらえるように呼びかける。

○学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

(7) 学校評価における留意事項

○学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置…いじめ対策会議

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生しいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内にいじめ防止等の対策のための組織として「いじめ対策会議」を常設します。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

(2) 組織の構成員

《いじめ対策会議》…校長・教頭・生徒指導部長・生活指導担当・教育相談コーディネーター・養護教諭・生徒指導員代表

《拡大いじめ対策会議》…いじめ対策会議の構成員に加えて、総括教諭・各学年主任・教務主任・学年担当職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習支援室担当・訪問相談員・専門医・臨床心理士・PTA役員・学校評議員・保護司・主任児童委員・弁護士などから、必要に応じて適切な人選をし、参加を求め、対応等を協議する。

(3) 組織の役割

この組織は、本校におけるいじめの未然防止や早期発見のための取組、早期解決に向けた対応の協議を行うなど、いじめ防止に関する中核的な役割を担います。主な役割は次の通りです。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対応】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 泉中学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 泉中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

(4) 年間計画

《いじめ防止等年間計画》 ○…生徒や保護者、地域に関わる行事 ●…主に職員での対策

時期	学校行事等	地域行事等
通年	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒指導連絡会(毎月曜1校時)＝いじめ対策会議 ●不登校対策会議(毎月曜5校時) ●職員会議と生徒指導連絡(情報共有・対策の理解) ●学年会(生徒理解・情報共有・対策協議) ●生徒指導担当者会議(地区の情報共有と対策協議) ○主任児童委員連絡会 	○夜間パトロール

4月	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒指導全体会(生徒指導の方針といじめ防止基本方針の理解) ○学級開き(居場所づくり、絆づくりの始まり) ○学級組織作りと学級役員選出 ○学級活動の根幹づくり ○授業体制づくり ○家庭訪問(家庭の理解と保護者との連携) ○運動会の選手決め(相互理解) ○体カテスト(個人差を認める) 	○青少年育成会総会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観・部活動保護者会(保護者との連携) ○修学旅行&2年遠足の準備 ○運動会とその準備・練習・取組みの反省 ○携帯安全教室(インターネットを通じたいじめの防止) 	○クリーンさかわボランティア
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○スクボラの日(地域や保護者のボランティアによる学校理解) ○授業参観(学級懇談会) ○3年生修学旅行&2年生遠足 ○第1回いじめアンケート ●YPの実施と検討会議 ○学校評議員会(学校経営の修正と地域との情報共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯ボランティア意見交換会 ●草花栽培事業
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動激励会(互いを認め応援する) ○教育面談 ○夏季休業前指導(命の大切さ) ○総合体育大会(相互理解と自己有用感の育成) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ナイトウォーク(青少年育成会) ○地区集会(社明運動)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○心配な生徒への連絡 補習授業など 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏祭りボランティア ●地域環境美化活動(部活道を中心に)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業後アンケート ○教育相談週間 ○防災訓練(命の大切さ) ○文化活動発表会への取組み(相互理解と自己有用感の育成) ○生徒会本部役員選挙 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○文化活動発表会 ○教育面談 ○スクボラ週間 ○1年遠足(相互理解と協力・援助) 	<ul style="list-style-type: none"> ○健民祭ボランティア(体育振興会・青少年育成会) ○草花栽培事業
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○3年進路面談(自分と仲間の将来を見据える) ●YPの実施と検討 ○学校保健委員会(健康な生活) ○第2回いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○パークゴルフ(富水青少年育成会) ○クリーンキャンペーン(東富水青少年育成会)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護司との連絡会 ○青少年相談センターとの情報交換 ○教育面談 ○2年生職場体験 ○生徒総会 ○冬季休業前指導 ○学校評議員会(学校経営の修正と地域との情報共有) 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業後アンケート ○教育相談週間 	

	○新入生保護者説明会(中学校生活を理解する)	
2月	○薬物乱用防止講演会(命の大切さ) ○第3回いじめアンケート	○中学生との対話集会 (青少年育成会) ○狩川クリーン作戦 (富水青少年育成会)
3月	○卒業式(感謝の心と将来への希望) ○新入生一日体験入学(中学校生活の理解) ○教育面談 ○大掃除・ワックス塗布(協力・責任・相互理解) ○学級解散(感謝の心)	

4 重大事態への対処について

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

(1) 重大事態の定義

いじめの様態が、次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- ① いじめを受けていた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。

- 例) ・自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに重大事態として判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

- ③ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

(2) 重大事態発生の調査・報告

① 重大事態発生の報告

生徒がいじめを受けて重大事態に陥った場合、校長・教頭の判断で小田原市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、小田原市長に重大事態の発生について報告します。また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には県教育委員会にも報告します。

② 事実関係を明確にするための調査

学校設置者である小田原市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。市立学校の場合、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、小田原市教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合。

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織＝いじめ対策会議」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。市立学校の場合、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた生徒・保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

P(Plan), D(Do), C(Check), A(Action)サイクルに則って、「学校いじめ防止基本方針」とその取り組みの点検と見直しを行います。

点検・見直しの時期は、第1回＝7月、第2回＝12月、3回＝3月とし、「いじめに関するアンケート」として生徒に実施し、その結果を踏まえて、生徒指導全体会で検討をします。

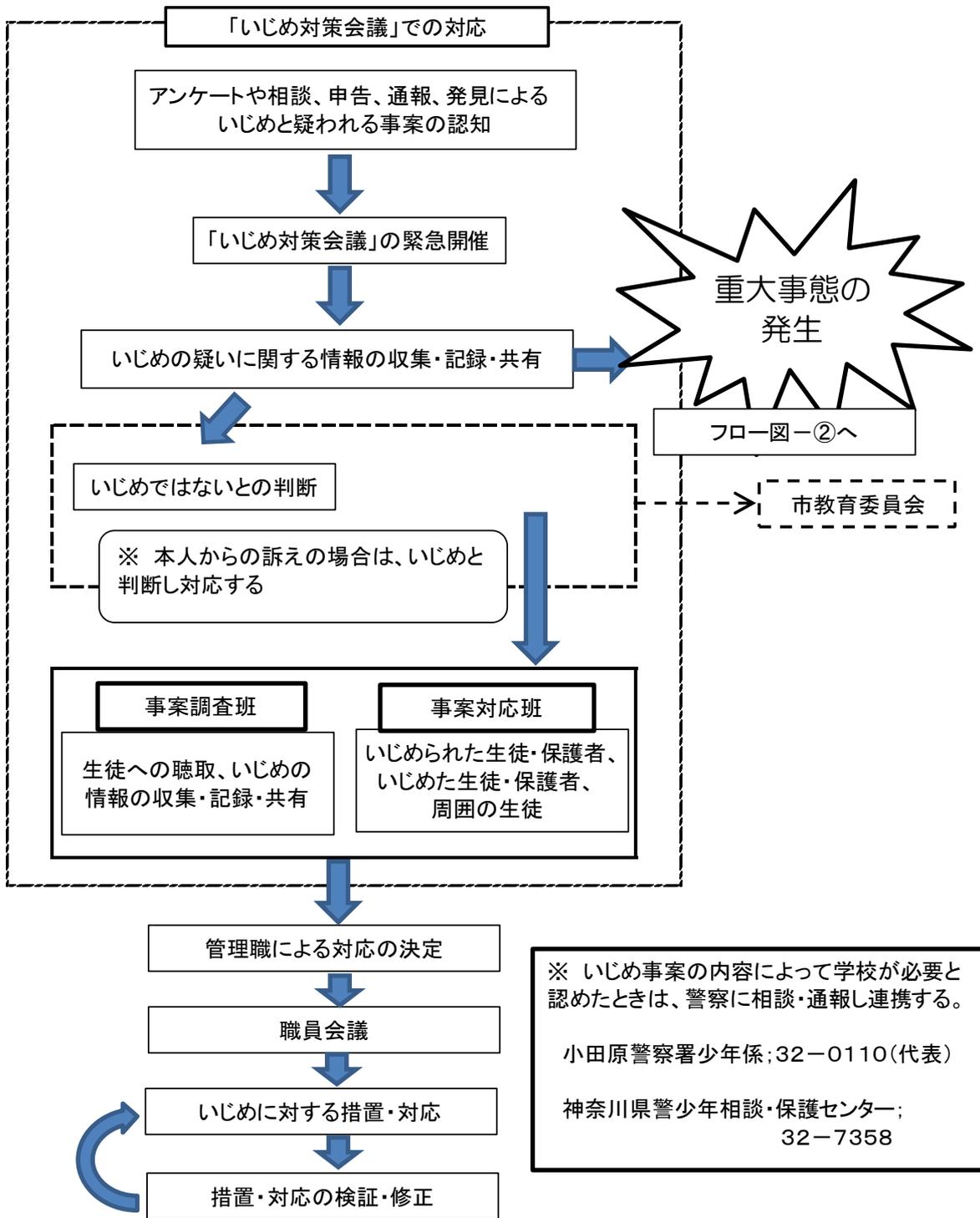
なお、いじめについても記述されるため、早急な対応が必要な場合は、学年主任と学年生担へ連絡し、いじめ対策会議にて対応を優先して行います。

年度当初は、職員の異動を踏まえて、生徒指導の方針と共に周知を図る機会として、第1回生徒指導全体会で取り扱います。

【点検・見直し年間計画】

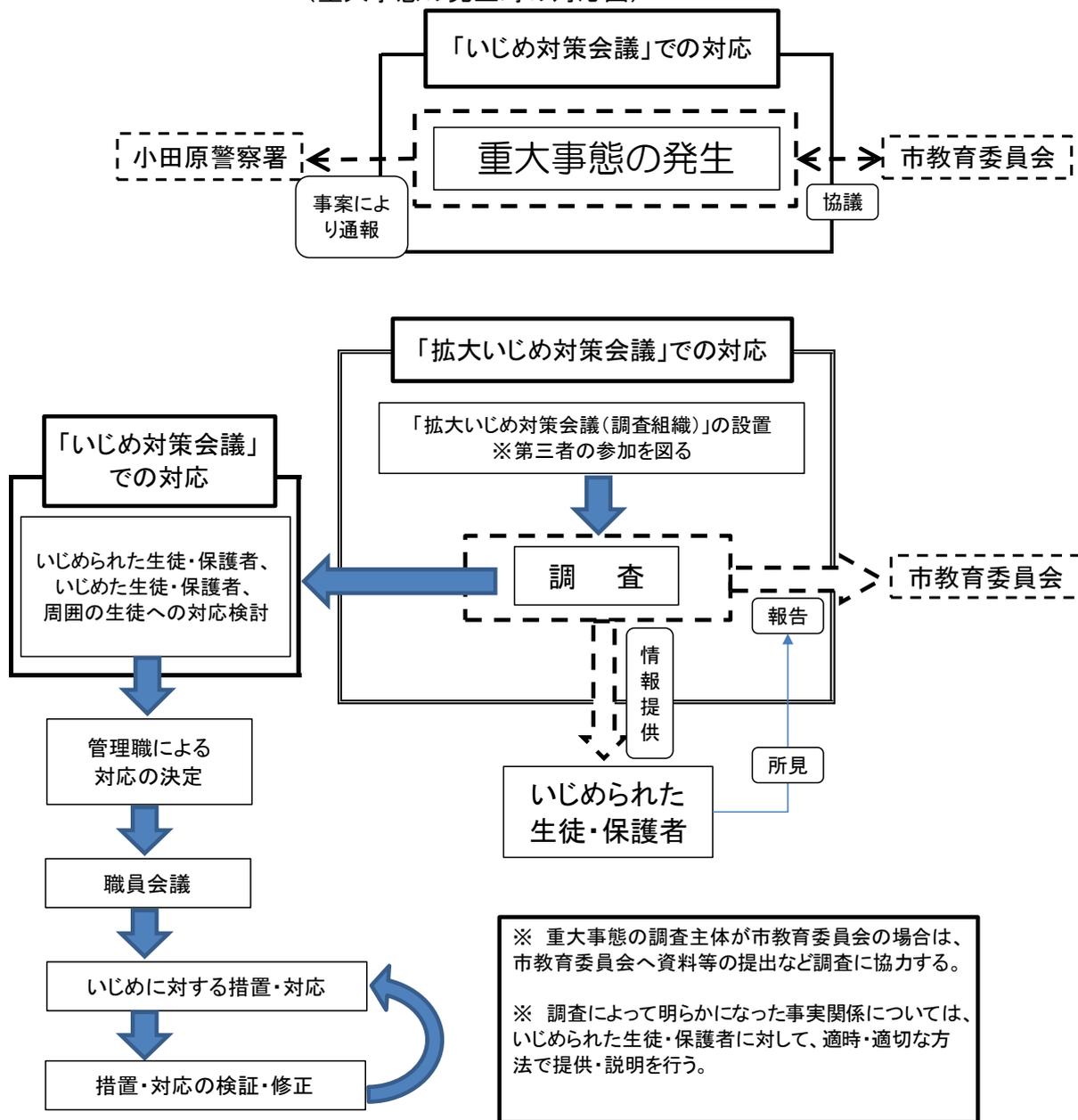
- 4月…第1回生徒指導全体会で周知
- 6月…第1回いじめに関するアンケート実施
- 7月…生徒指導全体会で見直し案検討
- 11月…第2回いじめに関するアンケート実施
- 12月…生徒指導全体会で見直し案検討
- 2月…第3回いじめに関するアンケート実施
- 3月…職員会議(新年度計画)後の生徒指導報告に合わせて見直し案検討⇒新年度へ

いじめ事案への対応フロー図-①



いじめ事案への対応フロー図②

(重大事態の発生時の対応図)



いじめに関するアンケート

「取組み評価アンケート」を含む例

泉中学校の生徒全員が、安心して安全な学校生活を送るために「いじめ」に関するアンケートにご協力ください。記入については、正直に、自分の思うままに書いてください。書いた内容については先生たちの中で秘密に扱いますので安心して書いて結構です。

年 組 番 氏名 _____

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。あてはまるものを右の1～4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかといえ ば当てはまる	どちらかといえ ば当てはまらない	当てはまら ない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月からこれまで、つぎのようなことを誰かからされたり、誰かにしたりしましたか。あてはまるものを右の1～4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったく なかった	今までに1～ 2回あった	月に2～3 回あった	週に1回以 上あった
オ 叩かれたり、蹴られたり、強く押されたりした・	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、意地悪をされたり、 イヤな思いをさせられたりした・	1	2	3	4
キ 叩いたり、蹴ったり、強く押したりした・・・・	1	2	3	4
ク 暴力ではないが、意地悪をしたり、 イヤな思いをさせたりした・・・・	1	2	3	4

○その内容を具体的に書いてください。

.....
.....
.....

○あなたは最近「困っている」「悩んでいる」ことはありませんか？いくつでも、自由に書いてください。

.....
.....
.....

○最近の学校生活で感じていることはありますか？自由に記入してください。

.....
.....
.....

